平成２９年（フ）第７８号
石川県小松市桂町ロ18番地甲
債務者　田中　圭一
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保田康宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第８６号
石川県小松市丸の内町１丁目101番地　丸ノ内ハイツ　201号室、従前の住所石川県加賀市山代温泉温泉通15番地
債務者　梶井　靖士
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長原　悟
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月27日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第３３９号
和歌山市南出島81番地23
債務者　嶋本　淳
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月29日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第８９号
秋田県湯沢市清水町２丁目３番72号　ハイツオオクラD号
債務者　村越　直樹
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近江　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第１７１２号
埼玉県川口市領家４丁目５番24―510号　城南製鋼独身寮
債務者　瀬下　博司（旧姓宮東）
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久田　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９９６号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅２棟101号、従前の住所愛知県春日井市神領町２丁目21番地６
債務者　廣瀬　嘉人
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　篤志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０号
京都府船井郡京丹波町水原北垣内18番地
債務者　軽野　篤
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深尾　憲一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
長崎県諫早市高来町峰156番地
債務者　田中　康裕
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　浩久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第５３８号
埼玉県所沢市大字山口1170番地の８　メゾンリバージュ２―201
債務者　佐藤　弘
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　英典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６５０号
埼玉県川越市大字古谷上2017番地１
債務者　泉名　武久
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　太司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６６３号
埼玉県坂戸市緑町28番12号　学友館205号室
債務者　沼田　勝広
1　決定年月日時　平成29年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　博章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成30年４月11日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３１１号
岐阜県羽島市正木町須賀1978　レオパレス中畑一番館103号室、住民票上の住所愛知県一宮市島村字岩畑136番地
債務者　日比野雄一
1　決定年月日時　平成29年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内沙絵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１３７号
北海道小樽市オタモイ１丁目21番15号　サンハイム101号、前住所北海道小樽市オタモイ１丁目27番９号　高橋アパート
債務者　林　司子
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第１５３号
北海道苫小牧市字糸井148番地の80　ノースパレス２　105号
債務者　白田　真之
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３１号
宮城県登米市南方町大畑26番地
債務者　櫻井　麻未
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第１６３号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１―４―７―23
債務者　橋本　正子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係